

## その他の有価証券の評価損

中国政府による外国市場への上場規制や教育関連事業の非営利化への転換に関連し一部の中国系企業の株価が大幅に下落しました。これらに対し直接投資している日本企業は少ないものの投資信託の銘柄にも組み込まれており市場への影響が心配されます。

短期売買目的で投資をされている企業は少ないので、法人税における有価証券の多くは売買目的外有価証券に該当すると思われます。今回は売買目的外有価証券について評価損が計上できる「物損等一定の事実」をご確認ください。

### 有価証券の分類と期末評価

会計上		税務上	
分類	期末評価	分類	期末評価
売買目的有価証券	時価	売買目的有価証券	時価
満期保有目的債権	償却原価	売買目的外有価証券	償却原価
子会社 関連会社株式	原価		原価
その他の有価証券	時価		*税務調整あり

売買目的有価証券の税務上の要件としては、その有価証券等の取得日に売買目的有価証券に係る勘定科目に区分しなければなりません。

### 有価証券評価損の法人税法上の取扱い

#### ① 売買目的有価証券等

売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等

売買目的有価証券は、時価法のため毎期、評価益又は評価損を益金算入又は損金算入する。

#### ② 売買目的外有価証券

##### 【原則】資産の評価損の損金不算入等

売買目的外有価証券の評価損は損金不算入とする。

##### 【例外】資産の評価損の計上ができる事実

物損等一定の事実（以下、イ ロ ハ）に該当し帳簿価額を減額したときは評価損を損金算入できる。

イ 取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券（企業支配株式を除く）

当該有価証券の当該事業年度終了の時ににおける価額がその時の帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないこと。

令和2年度の税制改正において「当該事業年度終了の日以前1月の市場価格の平均額」は期末の価額（時価）として認められなくなりました。ただし評価損の計上の可否判断となるおおむね 50%基準には使用することは可能です。

ロ イに規定する有価証券以外の有価証券

※その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。

資産状態が著しく悪化したとは…

具体的には当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行人について次に掲げる事実が生じたこと。

- ・ 特別清算開始の命令があったこと。
- ・ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始の決定があったこと。

※当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと

ハ ロに準ずる特別の事実